

## 豊中市政策会議設置要綱

### (設置)

第1条 市政の重要施策等を審議するため、本市に豊中市政策会議（以下「会議」という。）を置く。

### (構成員)

第2条 会議は市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び別表に定める職にある者をもって構成する。

### (会議)

第3条 会議は市長が主宰する。ただし、市長に事故あるときは、市長があらかじめ指名する副市長がその職務を行う。

2 市長は、必要あると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その説明及び意見を聞くことができる。

3 会議は必要の都度開催し、市長が会議を招集する。

### (付議事項)

第4条 会議に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 基本政策に関する事項

(2) 重要な新規事業その他重点事業に関する事項

(3) 市有施設の有効活用に関する事項

(4) その他市長が必要と認める事項

### (事務局)

第5条 会議の事務局は都市経営部経営戦略課及び財務部資産管理課に置く。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他について必要な事項は、市長が定める。

### 附則

この要綱は平成12年（2000年）6月1日から施行する。

### 附則

この要綱は平成19年（2007年）4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は平成23年（2011年）5月1日から施行する。

### 附則

この要綱は平成25年（2013年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成 27 年（2015 年）4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

職 名
総務部長
財務部長
都市計画推進部長
都市経営部長